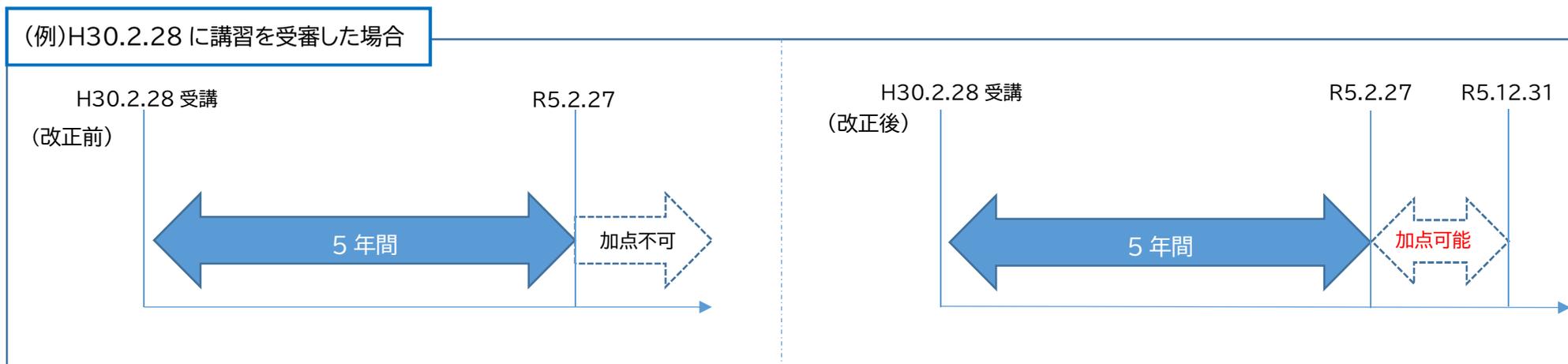


経営事項審査の改正について

令和4年8月15日に経営事項審査における技術力に関する評価方法が改正されました。それに伴い、経営事項審査における監理技術者講習の有効期間に関する審査基準が以下のとおり改正されましたので、ご注意ください。

改正前	改正後
監理技術者講習を受講した日から5年間	監理技術者講習を受講した日の <u>翌年の開始日から5年間</u>



※令和4年8月15日以降の申請から適用されます。

※建設業法施行規則第20条第2項の規定による再審査の申立てについては、監理課建設業係までお問い合わせください。

滋賀県土木交通部監理課建設業係
TEL:077-528-4114